

朝霞市健康増進センター管理に関する報告

令和4年5月

朝霞市健康増進センターの管理に関する庁内会議

朝霞市こども・健康部 健康づくり課

目 次

1 施設の概要等1
2 事故の概要等3
3 その他8
朝霞市健康増進センターの管理に関する庁内会議による審議9

1 施設の概要等

(1) 朝霞市健康増進センター

朝霞市健康増進センターは平成6年7月にオープンし、「わくわくどーむ」という愛称を付け、市民の健康増進を図り、福祉の向上に寄与することを目的に設置した施設である。子供からお年寄りまでが利用できる屋内温水プールを主体とした公共施設である。

①所在地 朝霞市大字浜崎27番地

②開館 平成6年7月

③建物概要 鉄筋鉄骨コンクリート造 一部鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階建

敷地面積 9,336㎡

建築面積 4,153㎡

延床面積 6,593㎡

④施設概要 地下1階 機械室、電気室ほか

1階 温水プール、監視室、身体障害者用更衣室、インナーガーデン、事務室、救護室ほか

2階 受付、プール更衣室、リフレッシュルーム、プール見学席ほか

3階 トレーニングルーム、スタジオ、ランニングトラック、更衣室、会議室ほか

その他 駐車場236台、駐輪場300台

(2) 温水プール

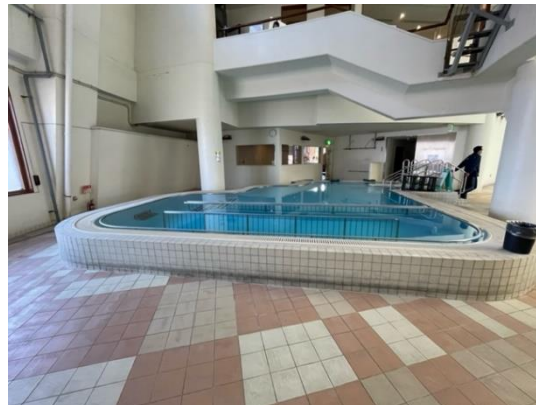
①競泳プール…25m×5コース、水深1.05～1.25m

②流水プール…幅4m、外周110m、水深1.05m

③幼児プール…50㎡、水深0.3m・0.5m

④リハビリ用プール…42㎡、水深0.75m・1.25m

⑤その他…ジャグジー、採暖室、監視室



競泳プール、リハビリ用プール

(健康づくり課撮影)



幼児用プール、ジャグジープール
(健康づくり課撮影)



流水プール
(健康づくり課撮影)

(3) 管理運営

平成6年7月のオープン時から(財)朝霞市施設管理公社が施設全体を管理運営し、温水プール等の運営は民間事業者へ業務委託していた。平成18年4月から指定管理者制度を導入することとなり、民間事業者へ指定管理者として指定している。

過去の指定管理者は下記のとおり。

《温水プール管理運営》

平成6年7月 ～平成18年3月 (財)朝霞市施設管理公社
(プール管理運営業務委託: 日建総業(株))

平成18年4月～平成21年3月 (株)オーチュー

平成21年4月～平成26年3月 Fun Space(株)

平成26年4月～平成31年3月 (株)明治スポーツプラザ

平成31年4月～ (株)明治スポーツプラザ

(4) 施設利用者

令和2年度の施設利用者数は、指定管理者が自主事業として主催する教室を含め、年間147,409人であった。そのうち温水プールの利用者数は、年間97,668人であり、過去3年間の温水プール利用率からも、わくわくどーむ利用者の60%前後が温水プールを利用していることが伺える。

《年度別利用者数》

年度	利用者総数	施設別利用者数			温水プール利用率
		温水プール	リフレッシュルーム	トレーニングルーム	
平成30年度	286,581人	160,145	29,106	97,330	56%
令和元年度	259,109人	147,314	24,394	87,401	57%
令和2年度	147,409人	97,668	11,526	38,215	66%

※令和2年度の利用者総数の減少は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、臨時休館や時短営業、一部利用人数の制限等を行っていることが影響している。

2 事故の概要等

【概要】

令和4年2月20日(日)12時53分頃、わくわくどーむ内の流水プール川側中央付近にて、市外在住の3歳の幼児(以下「幼児」という。)がうつ伏せの状態です水しているところをプール利用者及び監視員で救出した。監視員は、バタ足をしているのか藻掻いているかの確認が困難であったため、入水していた利用者へ幼児に声を掛けてもらうように依頼し、利用者が幼児へ声をかけたところです水していることが確認された。幼児は、意識が混濁していたため、119番通報をし、救急車が到着するまでの間、監視室で救命措置を行い、和光市内の病院に救急搬送された。命に別状はなく、経過観察ため2日間入院したが、現在は退院している。

幼児は、家族4人で来館しており、プールについては、父親と幼児の2人で利用していた。事故当時、幼児は父親と2階のトイレに行ったが、父親が2階から降りてこない間に、1人でプールに入水し、溺水してしまった。幼児が入水した地点からは、P2、P3の監視員が確認することが可能であり、幼児の存在には気づいていたが親と一緒にいると思い込んでしまい、声掛けを行うことができなかったという。当該時間帯は計7人のスタッフが監視業務に就いていた。

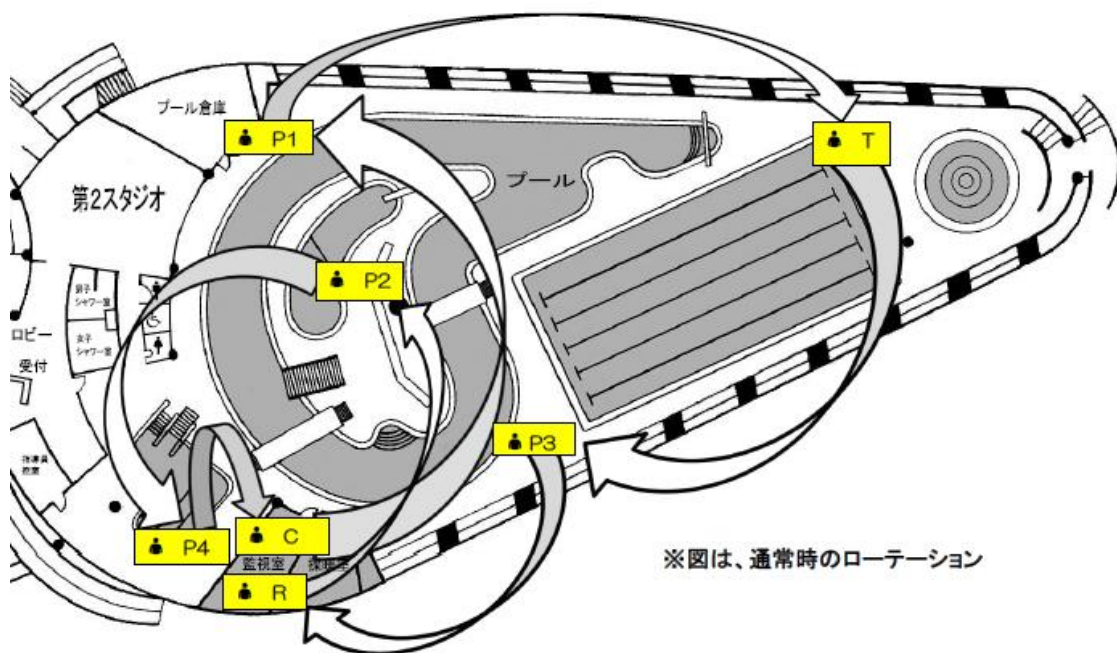
(1)プールの管理体制

通常の監視体制は、司令役(C)1人、監視台(T)1人、巡回(P1・2・3・4)4人、バックアップ担当(R)1人の計7人の体制で配置されている。また、夏休み期間の繁忙期については、巡回担当を1名増員し、8人体制で監視を強化している。

監視の交代は、基本20分としており、交代はRから動き出し、交代が来るまで監視業務を継続し、引き継ぎをしてから交代するローテーションを組んでいる。交代の順序は次のとおりである。

【通常時】 R→P2→P4→C→P1→T→P3→R

【繁忙期】 R→P5→P2→P4→C→P1→T→P3→R



《各監視ポジションでの主な役割》

司令役(C)・・・監視業務の中核的役割を担うポジションで、各ポジションへの確かな司令、情報を発信する。

監視台(T)・・・25mプール、ジャグジーの安全監視・救助活動を行う。

原則としてタワーから降りずに監視を行う。

プールサイド巡回、巡視(P1)・・・プール倉庫前を基点に、流水プール半分程度の範囲を重点的に監視する。

(P2)・・・大時計下を基点に、入退場者のチェックと幼児プールを中心に監視する。

(P3)・・・C及びTと連携し、25mプールと流水プールの各半分程度を重点的に監視する。

(P4)・・・リハビリプールを専属で監視する。

(P5)・・・夏季繁忙期の増員。主に25mプールと流水プール滝周辺を監視。来場者が増えてきた場合は、P2のフォローも行う。

リザーブ(R)・・・6名の監視員のバックアップ。更衣室巡回や放送、有事での対応等の監視以外の全ての業務を行う。

(2) 事故発見時の事実経過

いずれも時間や行動については、事故後に防犯カメラの映像にて確認を行った。

12時48分頃 父親と幼児で更衣室へとつながる階段を上がっているのを確認。

12時50分頃 事故発生現場近くでウロウロとしている幼児を確認。※【写真1】

12時51分頃 事故発生地点から幼児が入水。

12時53分頃 プール利用者とP1の監視員が、幼児が溺水しているのを発見し救出。※【写真2】

12時54分頃 P1の監視員が幼児を抱え、監視員室に向かう。救命処置を行う。

12時55分頃 状況を確認した副館長が現場へ駆けつける。

13時03分頃 救急隊到着。状況を引き継ぎ和光市内の病院へ搬送された。



※【写真1】

幼児徘徊・入水前



※【写真2】

幼児救出

(画像提供: ㈱明治スポーツプラザ)

(3) 事故発生時のプール利用者数

入退場システムによるプール利用者数(入場券を購入することでカウント)

12時～13時 大人 47人 こども 29人 計76人

13時～14時 大人 58人 こども 37人 計95人

※こども料金を利用できるのは、小学生と中学生のみ。

※幼児(小学生以下)に関しては、入場券の購入なしで利用できるため利用者数のカウントはできません。

事故発生時の目視による利用者数

12時30分 プール全体の利用者 66人(うち流水プール利用者は27人)

13時30分 プール全体の利用者 86人(うち流水プール利用者は38人)

(4)事故発生後の処置

幼児を救出後、安全な場所及び応援を求めため、監視室まで運んだ。幼児は、水を飲んでいる様子で、唇が青くチアノーゼが出ている状態であり、監視員の応答にうっすらと反応する様子があったものの意識は混濁している状況であった。

至急、事務所の副館長に応援と119番通報の要請を行った。幼児を回復体位(横に倒し)にし、背中をさする等の処置を行ったところ、咳払いをして水を吐き、泣き出した。その後、唇もだんだん赤くなり、救急隊到着までの間、声をかけ続けた。

救急隊の到着後、監視員らは状況を救急隊に引き継いだ。

(5)事故発生時の報告状況等

13時29分頃 館長より市こども・健康部次長へ連絡

13時55分頃 こども・健康部次長からこども・健康部長へ連絡

14時15分頃 部長から市長へ連絡

15時05分頃 部長から次長へ連絡

15時08分頃 次長から館長へ連絡

17時40分頃 医療機関にて次長・館長・副館長が家族と面会

21日(翌日)、健康づくり課職員がわくわくどーむにて、現場確認及び聞き取り調査を実施。

(6)監視員・指導員等の資格・研修・訓練の状況

館長、副館長及び社員については、MFA(Medic First Aid)を取得している。

アルバイト監視員は資格の有無は求められていないが、入社時に監視業務、その他業務について研修を行うとともに、監視業務へ就く前には、毎回、ダミー人形を使用したCPR練習を実施することとしている。

また、事故発生時の配置スタッフの研修状況は、以下の通り。

※MFA(Medic First Aid)・・・救急医療の先進国、アメリカで35年以上前に誕生した一般市民レベルの応急救護の手当の訓練プログラムである。

※CPR・・・心肺蘇生法

《研修実施状況及び取得資格一覧》

	入社日	経験年数	研修					資格	
			応急救護	プール基本研修	監視研修	事故・災害対応研修	CPR訓練回数	普通救命	他資格
A	2020.9.17	1年4ヶ月	2回	2回	100h	2回	55回	○	介護福祉士 障害スポーツ指導員(初級)
B	2020.8.20	1年5ヶ月	2回	2回	100h	2回	58回		
C	2020.12.20	1年1ヶ月	2回	2回	100h	2回	32回		
D	2020.12.20	1年1ヶ月	2回	2回	100h	2回	51回		
E	2021.3.13	11ヶ月	2回	2回	100h	2回	38回		
F	2021.6.13	7ヶ月	2回	2回	100h	2回	24回		
G	2021.9.23	4ヶ月	2回	2回	100h	2回	21回		

(7) 指定管理者である事業者の事故対応

事故を受けて、榊明治スポーツプラザより以下のとおり改善していく旨の報告があった。(3月8日提出:事故報告資料より)

- ・保護者に対して注意喚起の再徹底を行う。
- ・幼児及び小学校低学年の子どもの一人遊びには特に注意を払い、保護者の監視のもとで遊ぶように指導する。
- ・幼児と保護者の認識確認が難しい部分もあるが、監視員全体が幼児一人であることに対して常に疑問を持ち、声掛け等を実行し不測の事態に備える。
- ・事故発生当時 P4 監視が P1 監視に入り営業を継続したが、(リハビリプールに利用者無し)一時的に利用者全体をプールから上げる選択肢を含め、適切な判断を行えるよう再度研修を行う。

(8) 所管部署の指定管理者への指導状況

- ・監視ポイント内での巡回の強化・・・現在、P2の監視位置は幼児用プールが中心になるように行っていたが、更衣室からプールへ向かう階段下の監視を強化し、入退場者のチェックを徹底する。
- ・一人である幼児等への声掛けの徹底。
- ・監視員の意識改革及び研修等の徹底。

上記の3点について、所管の健康づくり課より見直すよう指導している。
また、健康づくり課職員による監視体制の確認、プール施設の危険箇所のチェック等を実施している。

(9) 幼児の利用

ホームページや受付にて、未就学児(幼児)のお子さまには、成人の方の付き添いが必要との案内を行っている。また、成人1名につき、未就学児(幼児)2名までの利用が可能。

(10) 事故の課題点

(2) 事故の事実確認の時系列から確認ができるように、幼児が一人でウロウロしていることが確認できた時間から入水した時間まで約1分間要している。この間P2及びP3の監視員が一人でウロウロしている幼児に声掛けを行えなかったこと。

3 その他

・流水プール内の起流ポンプの故障

今回の事故を受けて、聞き取りを進めていく中で、2月21日に起流ポンプが故障していることがわかった。

流水プール内に起流ポンプは、1号機と2号機の計2台あるが、流れが速くなりすぎないように常時1台のみ稼働している。故障の経緯については、以下のとおり。

令和3年5月20日 1号機から異音発生。応急対応として2号機を稼働。

8月18日 2号機より、錆や塗装のような物が排出されたため、運転停止。

《1回目の停止期間:8月18日～10月15日まで》

※この間、業者に部品を発注していたが物流停滞のため、届かず。

10月16日 1号機再稼働。

12月22日 1号機より、再び異音発生。運転停止。

《2回目の停止期間:12月22日～3月23日現在も停止中》

※今回も、部品の発注は行っているが物流停滞のため、届いていない。

修理完了予定日は、令和4年3月31日。

故障については、3月23日現在わくわくどーむホームページ内で周知している。

令和4年3月
健康づくり課 作成

朝霞市健康増進センターの管理に関する庁内会議による審議

今回の溺水事故を受け、令和4年3月22日に「朝霞市健康増進センターの管理に関する庁内会議」(以下「庁内会議」という。)を設置し、審議を行った。

1 庁内会議の構成

庁内会議の構成は、副市長、市長公室長、危機管理監、生涯学習部長、こども・健康部長とする。

2 庁内会議による審議の経過

第1回 令和4年3月23日(水)市長公室、朝霞市健康増進センター

健康づくり課作成の報告書に対する質疑及び現地確認

第2回 令和4年4月4日(月)朝霞市健康増進センター

監視員の監視位置の確認、指定管理者へのヒアリング

第3回 令和4年4月20日(水)市長公室

報告書及び現地調査に基づく課題の整理

第4回 令和4年5月11日(水)市長公室

報告書のまとめ

3 事故原因に対する審議内容

令和4年2月20日に発生した、朝霞市健康増進センター内流水プールにおける、幼児の溺水事故を受け、健康づくり課作成の報告書に基づいて、指定管理者である株式会社明治スポーツプラザ職員へのヒアリング及び現地確認等を行い、事故原因に繋がると考えられる項目について審議を行い、確認した結果は以下のとおりである。

(1) 監視員の配置人数は適正であったか

監視員の配置人数については、平成26年4月の利用者死亡事故を受け設置された、「朝霞市健康増進センタープール事故防止等検討委員会」の提言により、仕様書におけるプール監視員の配置人数を6人としているが、指定管理者からの提案において仕様書の配置人数である6人を上回る7人(夏休みの混雑時は8人)を配置するとされており、事故当時も7人が配置されていたことから配置人数については適正であったと考える。

(2) 監視員の位置に問題はなかったか

監視員の監視位置については、現地確認の際に庁内会議のメンバーが、実際の監視位置に立ち確認したが、現在の監視位置に問題があったとはいえない。事実、事故当時も監視員は一人での幼児の存在を認識していたが、「幼児は必ず親と一緒にいる若しくは近

くにいるという思い込みから声掛けが出来なかった」と話しており、監視員の位置の問題ではなく、監視員の認識が問題であると考える。

(3) 監視員の研修は適切であったか

監視員の研修については、報告書に記載されているとおり必要な研修は実施されており、事故当時も幼児をプールから救助した際に、回復体位にし応急処置を施すなど、適切な対応が取れている。

しかしながら、一人でいる幼児を認識していながら声掛けを行わなかったこと、また、幼児を救出した際に、監視マニュアルでは、二次災害を防ぐため、利用者を全員退水させることとなっているが、今回実施されなかったことなどから、監視員に対して監視マニュアルに則った教育を徹底するとともに、監視員の理解度について継続的な確認を行う必要がある。

(4) 施設の構造に問題はないか

施設の構造上の問題として、わくわくどーむプールは施設内の移動の際に流水プールを跨ぐ構造となっており、そのための橋が2橋設置されていることで、一時的に監視員の死角を生じさせる原因となっているが、橋を撤去することは現実的に難しく、また、監視員も常に同じ位置で監視を行っているわけではないことから、撤去の必要はないと考えられる。

(5) 施設内の設置物に問題はないか

施設内の設置物について、幼児用プールのプールサイドを囲むように流水プールのプールサイドにプランター（高さ47cm×幅100cm×奥行45cm）が28個設置されている。プランターは、幼児が流水プールへ転落することを防止する効果もあるが、プランターにより監視員の位置によっては流水プールの水面が見えにくい状況となっている。

今回の審議を行う上で、幼児用プール内に設置されているステンレス製の柵（高さ92cm）と同様のものを設置することも検討したが、柵を設置した場合、「タオル掛けとして使用されてしまい死角ができる」、「腰を掛ける」、「乗り越えようとする」など、新たに事故に繋がる可能性があること、これまでにプランターに起因した事故等が起こっていないことから、今回は現状維持でよいと考える。

(6) その他

その他として、わくわくどーむプールの利用者数は利用券を購入し、ゲートを通過した人数をカウントしているため、利用料が無料である幼児の利用者数が正確に把握できないという点が挙げられ、手動により人数をカウントすることも検討したが、混雑時には対応が難しいことから、幼児の利用者数の把握については、これまでと同じく監視員の目視による把握を継続することとする。

4 事故原因に対する審議結果

今回の事故については、幼児が一人でいる状況を認識しながら声掛けをすることが出来なかった「幼児は常に保護者の監視下にある」という監視員の認識が最大の要因であると考えられる。また、二次災害には至らなかったものの、幼児を救助する際に、マニュアルに従い利用者全員を退水させることが出来なかったという点も含め、監視員への教育の徹底が必要であるとする。

5 平成26年の「朝霞市健康増進センタープール事故防止等検討委員会」の提言に対する対応について

現在の指定管理者である株式会社明治スポーツプラザは、平成26年4月に発生した利用者死亡事故当時も「わくわくどーむ」の指定管理者であり、「朝霞市健康増進センタープール事故防止等検討委員会」より「プール監視体制についての提言」として指摘された次に掲げる9項目（10項目のうちその他を除く）、については、平成30年に実施した次期指定管理者選定の際に提出された提案書にも反映されており、いずれも必要な見直しを行い、実施されている。

【プール監視体制についての提言】

- (1) 監視員への再教育制度について
- (2) 監視場所及び監視位置について
- (3) 監視人数の見直しについて
- (4) 有資格者の常駐について
- (5) 障害者利用の再確認について
- (6) 第三者機関による実技指導について
- (7) 外部研修への参加について
- (8) 新人研修の見直しについて
- (9) 緊急体制の見直しについて

6 指定管理者としての施設の管理・運営についての確認

今回の事故を受け、朝霞市健康増進センターの管理に関する基本協定書第44条（甲による指定の取消し）に該当するかについても確認を行ったが、現指定管理者については、基本協定書や仕様書の内容を遵守して施設の管理・運営を行っており、基本協定書第44条（甲による指定の取消し）には該当しないものとする。

また、他の自治体の同様の施設での指定管理者としての実績も豊富であり、令和3年度の朝霞市健康増進センター「顧客満足度調査」においても、「職員の対応」の設問では、利用者の80%以上が「満足」、「やや満足」と回答しており、「当施設をまた利用したいか」という設問では、利用者の94%が「はい」と回答していることなどから、朝霞市健康増進センターの指定管理者としての施設の管理・運営については、概ね適正に行われているものとする。

7 再発防止策

(1) 監視員に対する教育の徹底

監視員に対し必要な研修が行われていたことは確認できたが、監視員の一人ひとりの理解が不足していた可能性があることから、継続して研修を実施することが必要である。

(2) 幼児を連れた保護者への注意喚起

幼児を連れた保護者に対しては、入場の際に注意を促しているほか、館内放送で1日に4回注意喚起をしているが、今後は、館内放送の回数を増やすほか、必要に応じて監視員が注意を促すなど、幼児が一人になることが無いよう、これまで以上に保護者への注意喚起を実施する。

まとめ

わくわくどーむプールにおける幼児の溺水事故を受け、庁内会議において審議を行った結果、今回の事故を未然に防ぐことが出来なかった最大の要因は、監視員の中に「幼児は常に保護者の監視下にある」という思い込みから、一人でいた幼児に対して声掛けが出来なかったこと、保護者に対する注意喚起が行き届いていなかったことにあると考えられる。今後については、上述した再発防止策を徹底するよう指定管理者に対して指導を行うものとする。

以上

令和4年5月

朝霞市健康増進センターの管理に関する庁内会議

朝霞市健康増進センターの管理に関する庁内会議設置要領

(目的及び設置)

第1条 朝霞市健康増進センターの管理等について、審議することを目的に朝霞市健康増進センターの管理に関する庁内会議を設置する。

(組織)

第2条 会議の構成員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 市長公室長
- (3) 危機管理監
- (4) 生涯学習部長
- (5) こども・健康部長
- (6) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める者

2 議長は副市長をもって充て、副議長は市長公室長をもって充てる。

(議長等の職務)

第3条 議長は、会議を招集する。

- 2 議長に事故のあるときは、副議長が議長の職務を代理する。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(審議事項)

第4条 会議は次の事項について審議をする。

- (1) 朝霞市健康増進センターの管理に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項に関すること

(庶務)

第5条 会議の庶務は、こども・健康部健康づくり課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年3月22日から施行する。